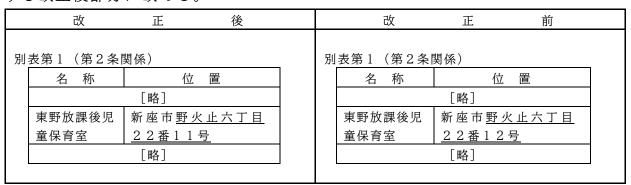
議案第13号

新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

新座市放課後児童保育室条例(平成7年新座市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応 する改正後部分に改める。



附 則

この条例は、令和4年3月28日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

東野放課後児童保育室の位置を変更したいので、この案を提出するものである。